

専門実践教育訓練明示書(様式例)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度(2025)の修了者数	58	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	83	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	58	人	受験率(③/②)	69.8	%
④ ③のうち合格者数	55	人	合格率(④/③)		%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	54	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		61	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人		
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	61	人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	0人
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる	0	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	60	人	④A: 就業者計	65人
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業者	1	人	④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	1	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	22人
	2 1割以上3割未満増加した	7	人		
	3 1割未満増加した	2	人		
	4 変わらない	8	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	2	人		
	7 3割以上減少した	2	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	8	人	⑥の回答数合計	50人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	2	人		
	3 社内外の評価が高まる	1	人		
	4 早期に転職・再就職できる	2	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	22	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	6	人		
	7 趣味・教養に役立つ	4	人		
	8 その他の効果	1	人		
	9 特に効果はない	23	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	60	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	61人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	1	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	15	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	56人
	2 おおむね満足	22	人		
	3 どちらとも言えない	18	人		
	4 やや不満	1	人		
	5 大いに不満	0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	卒業単位を満たすこと
---	------------

専門実践教育訓練明示書（様式例）

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	出席率66%(2/3)以上、試験合格率得点率60%以上で合格、補講・追試は認める。		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	ペーパーテスト、口述、レポート、小論文、実技(演習・実習)		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	卒業単位を満たすこと		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	出席率66%(2/3)以上、試験合格率得点率60%以上で合格、補講・追試は認める。		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	オフィスアワー制度を導入し、質問や相談のしやすい体制を整えている。学年担当による個人面接を実施、フォローを行う。		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	資格取得のため、模擬試験・夏季講習を実施。神奈川県内の病院の情報を学生向けに掲示し、学内で就職セミナーを実施している。		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 康学舎 (代表者名: 中村 康彦)		
住所及び連絡先	埼玉県上尾市大字平塚678番地1 TEL 048-778-3232		
施設名称及び施設長名	横浜中央看護専門学校 (施設長: 中村 峰子)		
住所及び連絡先	神奈川県横浜市神奈川区新町11-1 TEL 045-453-1115		
苦情受付者	氏名 海野幸村 所属 事務部	事務担当者	氏名 斎藤有紀 所属 事務部
連絡先	TEL 045-453-1115	連絡先	TEL 045-453-1115
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 2,650,000 円		
支払い方法	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 250,000 円		
① 一括払			
② 分割払	2,400,000 円 (第1期 400,000 円 第2期 400,000 円 第3期 400,000 円 第4期 400,000 円 第5期 400,000 円 第6期 400,000 円)		
③ 両方可能	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) (うち、必須教材費 円)		
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 1,030,000円		
	① 任意の教材費(税込額) 180,000 円		
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 円		
	③ 施設維持費(税込額) 600,000 円		
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税 250,000 円)		
	3. 総額 (1+2) (税込額) 3,680,000 円		

別表1

教育課程 看護学科(3年課程) 学科目及び単位数

区分	項目	授業科目	単位数	時間数	1学年		2学年		3学年	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	初年次セミナー	1	15	1(15)					
		日本語表現法	1	30	1(30)					
		家族論	1	15	1(15)					
		発達心理学	1	30	1(30)					
		人間関係論Ⅰ	1	30	1(30)					
		人間関係論Ⅱ	1	15					1(15)	
		生命哲学	1	30						1(30)
		英語	1	30		1(30)				
		看護に必要な物理学	1	15	1(15)					
		医療従事者に必要な接遇とマナー	1	15	1(15)					
		情報科学Ⅰ	1	15	1(15)					
		情報科学Ⅱ	1	15						1(15)
		健康と運動Ⅰ	1	15	1(15)					
		健康と運動Ⅱ	1	15						1(15)
		レクリエーション論	1	15				1(15)		
		キャリア情報論	1	15						1(15)
	計		16	315	10(210)		1(15)		5(90)	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成立と回復の促進	形態機能学Ⅰ	1	15	1(15)					
		形態機能学Ⅱ	1	30	1(30)					
		形態機能学Ⅲ	1	30	1(30)					
		形態機能学Ⅳ	1	30	1(30)					
		形態機能学Ⅴ	1	30	1(30)					
		形態機能学Ⅵ	1	30		1(30)				
		治療論Ⅰ	1	15		1(15)				
		治療論Ⅱ	1	30		1(30)				
		薬理学	1	30		1(30)				
		微生物学	1	15	1(15)					
		病理学	1	15	1(15)					
		病態生理学Ⅰ	1	30		1(30)				
		病態生理学Ⅱ	1	30		1(30)				
		病態生理学Ⅲ	1	30		1(30)				
		病態生理学Ⅳ	1	30		1(30)				
		病態生理学Ⅴ	1	30			1(30)			
		精神病態学	1	15				1(15)		
		健康支援と 社会保障制度	看護と法律	1	15					1(15)
	社会保障論		1	15			1(15)			
	健康と教育		1	15					1(15)	
	総合医療論		1	15					1(15)	
	医療倫理		1	15					1(15)	
	看護と公衆衛生	1	15				1(15)			
	計		23	525	16(420)		3(45)	4(60)		
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30	1(30)					
		看護基本技術Ⅰ-看護の対象理解	1	15	1(15)					
		看護基本技術Ⅱ-感染予防、医療安全、安楽の確保	1	30	1(30)					
		看護基本技術Ⅲ-環境調整	1	30	1(30)					
		看護基本技術Ⅳ-フィジカルアセスメント	1	30		1(30)				
		日常生活援助技術Ⅰ	1	30	1(30)					
		日常生活援助技術Ⅱ	1	30		1(30)				
		診療に伴う技術Ⅰ	1	30		1(30)				
		診療に伴う技術Ⅱ	1	30		1(30)				
		看護過程	1	30		1(30)				
		看護研究	1	30					1(30)	
		地域・在宅看護論	地域・在宅看護論-概論	2	30	2(30)				
	地域・在宅看護論Ⅰ-多職種連携		1	15		1(15)				
	地域・在宅看護論Ⅱ-在宅看護技術		1	30			1(30)			
	地域・在宅看護論Ⅲ-在宅ターミナルケア		1	15			1(15)			
	地域・在宅看護論-看護過程		1	30			1(30)			
	成人看護学	成人看護学Ⅰ-概論	1	15	1(15)					
		成人看護学Ⅱ-慢性期看護	1	30		1(30)				
		成人看護学Ⅲ-急性期看護	1	30			1(30)			
		成人看護学Ⅳ-周術期看護	1	30			1(30)			
		成人看護学Ⅴ-看護過程	1	30			1(30)			
		成人看護学Ⅵ-終末期看護	1	15					1(15)	
	老年看護学	老年看護学Ⅰ-概論	1	15	1(15)					
		老年看護学Ⅱ-高齢者の生活のアセスメントと援助	1	30		1(30)				
		老年看護学Ⅲ-高齢者の健康障害のアセスメントと看護	1	30			1(30)			
		老年看護学Ⅳ-高齢者への支援と看護	1	30			1(30)			
	小児看護学	小児看護学Ⅰ-概論	1	30		1(30)				
		小児看護学Ⅱ-小児特有の疾患と特別な状況にある子どもの理解	1	30			1(30)			
		小児看護学Ⅲ-健康障害を持つ子どもと家族の看護	1	30			1(30)			
		小児看護学Ⅳ-臨床小児看護技術、看護過程と臨床判断	1	15				1(15)		
	母性看護学	母性看護学Ⅰ-概論	1	30		1(30)				
		母性看護学Ⅱ-対象理解	1	30			1(30)			
		母性看護学Ⅲ-妊娠・分娩・産褥・新生児の看護	1	30			1(30)			
		母性看護学Ⅳ-看護過程、技術演習	1	15				1(15)		
	精神看護学	精神看護学Ⅰ-概論	1	30	1(30)					
		精神看護学Ⅱ-精神看護の実際	1	30			1(30)			
		精神看護学Ⅲ-精神障害者の理解と看護	1	30			1(30)			
		精神看護学Ⅳ-事例を用いた看護展開	1	15				1(15)		
	看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ-看護管理・看護倫理	1	30					1(30)	
		看護の統合と実践Ⅱ-医療安全	1	30					1(30)	
		看護の統合と実践Ⅲ-国際看護・災害看護	1	30					1(30)	
		統合技術	1	30					1(30)	
		看護実践セミナー	1	30					1(30)	
	臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	45	1(45)				
		基礎看護学	基礎看護学実習Ⅱ	2	90			2(90)		
		地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習	3	90				3(90)	
		成人看護学 老年看護学	成人・老年看護学実習Ⅰ-回復期	3	90				3(90)	
成人・老年看護学実習Ⅱ-慢性期・終末期			2	90					2(90)	
成人看護学		成人・老年看護学実習Ⅲ-急性期	1	30				1(30)		
老年看護学		老年看護学実習-介護老人保健施設	2	90			2(90)			
小児看護学		小児看護学実習	2	90			2(90)			
母性看護学		母性看護学実習	2	60			2(60)			
精神看護学	精神看護学実習	2	90				2(90)			
看護の統合と実践	看護の統合と実践実習	3	135				3(135)			
共通領域	多職種連携実習	1	30					1(30)		
	計		68	2085	21(555)		28(870)	19(660)		
	総計		107	2925	47(1185)		32(930)	28(810)		

教育訓練給付金の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付金を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。